和光市戸籍住民課窓口業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

和光市（以下「本市」という。）は、和光市戸籍住民課窓口業務（以下「本業務」という。）を受託する事業者を募集する。

本要領は、市民サービスの向上及び行政運営の効率化並びに持続可能な体制の確立を図るため、本業務を実施する事業者（以下「受託候補者」という。）を選定するための公募型プロポーザルの実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

（1）業務名

和光市戸籍住民課窓口業務委託

（2）業務内容

和光市戸籍住民課窓口業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）履行期間

令和 9 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで（36 か月）

ただし、本業務の契約締結及び事業の実施は、令和 9 年度当初予算の成立を前提とする。同年度予算が成立しなかった場合は、本プロポーザル及びこれに関連する一切の手続は中止し、白紙撤回するものとする。

（4）提案限度額

3 年間合計 金 289,978,700 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、初年度の提案額は、金 48,329,600 円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないものとする。

なお、本業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17、和光市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 19 年条例第 25 号）及び和光市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成 19 年規則第 74 号）に基づく長期継続契約として契約を締結する予定である。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加申込書兼誓約書提出時点で、次に掲げる要件すべてを満たす法人とする。

（1）令和 7 ・ 8 年度和光市入札参加資格者名簿に登録を有する者であること。

（2）仕様書に定める業務を的確に把握し、十分に遂行することができる者であること。

（3）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

（4）和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 22 年要綱第 17 号）第 2 条第 1

項に基づき入札参加を停止されている者でないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。その他、経営状態が著しく不健全でないこと。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当する団体又は団体に属する者でないこと。

(8) 和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 8 年要綱第 7 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(9) プライバシーマークの付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格（ISO/IEC 27001 等）の認証を取得していること。

(10) 令和 5 年 10 月 1 日から参加申込書兼誓約書の提出期限までの間に、戸籍・住民票関連窓口業務又はマイナンバーカードに関する窓口業務と同種又は類似の業務を履行した実績を有すること。

4 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

項目	スケジュール
実施要領等の公表・配布開始	令和８年１１月２４日（火）
参加申込期間	令和８年１１月２４日（火）～ 令和８年１１月３０日（月）午後４時まで
参加資格確認の結果通知発送	令和８年１２月４日（金）
質問受付期間	令和８年１２月８日（火）～ 令和８年１２月１４日（月）午後４時まで
質問に対する回答	令和８年１２月２１日（月）
企画提案書等の提出期限	令和８年１２月２８日（月）午後４時まで
一次審査（書類審査）結果通知発送	令和９年１月１９日（火）
二次審査（プレゼンテーション）	令和９年２月２日（火）
結果通知及び審査結果の公表	令和９年２月中旬　予定
契約締結	令和９年４月　予定

※参加資格を有する者が 1 者のみの場合も、審査を実施する。

※本プロポーザルへの参加に要する経費は、参加者の負担とする。

※事務の都合により、日程を変更する場合がある。

5 実施要領等の公表・配布

本プロポーザルに係る実施要領等の資料を、次のとおり公表・配布する。

(1) 公表・配布資料

① 和光市戸籍住民課窓口業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

② 和光市戸籍住民課窓口業務委託仕様書

③ 和光市戸籍住民課窓口業務委託に係る公募型プロポーザル審査方法及び審査基準

④ 和光市戸籍住民課窓口業務委託に係る公募型プロポーザル様式集

- 参加申込書兼誓約書（様式 1）
- 業務実績調書（様式 2）
- 質問書（様式 3）
- 辞退届（様式 4）

(2) 公表・配布方法

和光市公式ホームページに、ダウンロード可能な形式で掲載する。

(3) 公表・配布開始日

令和 8 年 11 月 24 日（火）

6 参加申込及び参加資格確認

(1) 参加申込期間

令和 8 年 11 月 24 日（火）から令和 8 年 11 月 30 日（月）午後 4 時まで

(2) 受付時間

平日午前 9 時から午後 4 時まで

(3) 受付場所

和光市広沢 1 番 5 号

和光市役所 1 階 戸籍住民課住民担当

(4) 提出方法

持参又は郵送によるものとする。

郵送の場合は、参加申込期間内に必着とし、配達記録が残る方法により送付すること。

(5) 参加申込時の提出書類

① 参加申込書兼誓約書（様式 1）

② 会社概要が分かる書類

※会社案内、パンフレットその他これらに類するもの

③ 業務実績調書（様式２）

※令和 5 年 10 月 1 日以降に履行した同種又は類似業務の実績について記載すること。

④ プライバシーマークの付与認定証の写し又は情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格（ISO/IEC 27001 等）の認証書の写し

（※履歴事項全部証明書と納税証明書は、市の競争入札参加資格者名簿により確認できるため、提出を省略する。）

（6）提出部数及び書類の形式

参加申込時に提出する書類は、各 1 部を提出すること。

書類のサイズは、原則として A4 判縦型とする。やむを得ず A3 判を使用する場合は、片面印刷の片袖折りとすること。

（7）参加資格確認

本市は、提出された参加申込書類に基づき参加資格を確認し、その結果を令和 8 年 12 月 4 日（金）に発送する。

参加資格を認められた者のみ、質問書の提出及び企画提案書等の提出を行うことができる。

7 現地確認

現地確認を希望する者は、参加申込書兼誓約書（様式 1）提出時にその旨を申し出ること。

参加資格の確認後、事務局から希望者に対して日程等を別途調整・案内の上、次の注意事項に沿って実施する。

なお、企画提案書等の提出期限後は、現地確認の受付を行わない。

① 現地確認の場における口頭での質問は行わず、質問がある場合は規定の「質問書（様式３）」により提出すること。

② 確認の際は、利用者及び通行者の迷惑にならないよう配慮すること。また、現地職員の業務の妨げとなる行為は慎むこと。

③ 現地確認の有無は選定結果に影響しない。ただし、現地の確認を行わなかったこと又は確認が不十分であったことに起因して生じた疑義、不利益等について、本市は選定時及び契約締結後を問わず責任を負わない。

8 質問書の提出及び回答

（1）質問できる者

参加資格確認の結果、参加資格を有することが確認された者に限る。

（2）質問受付期間

令和 8 年 12 月 8 日（火）から令和 8 年 12 月 14 日（月）午後 4 時まで

（3）提出方法

質疑がある場合は、戸籍住民課宛てに質問書を添付した電子メールを送付すること。

ただし、質問は、本実施要領、仕様書、審査基準及び企画提案書等の作成に必要な事項に限る。

送付先メールアドレス：c0100@city.wako.lg.jp

（4）提出書類

質問書（様式３）

（5）注意事項

① 電子メール以外による質問は受け付けない。
② 質問受付期間外に提出された質問は、いかなる理由があっても一切受け付けない。
③ 電子メールの件名は、「質問書の提出について（企業名）」とすること。
④ 質問書を添付した電子メールの送付に当たっては、開封確認を付すこと。
⑤ 電子メールの通信事故について、本市は責任を負わない。

(6) 回答方法

提出された質問に対する回答は、一括して市ホームページで公開する。

なお、質問に対する回答をもって、本実施要領、仕様書及び審査基準等を追加又は補正したものとみなす。

(7) 回答の公開日

令和 8 年 12 月 21 日（月）

※質問内容によっては、回答の一部が遅れる場合がある。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 12 月 28 日（月）午後 4 時まで

(2) 受付時間

平日午前 9 時から午後 4 時まで

(3) 提出場所

和光市広沢 1 番 5 号

和光市役所 1 階 戸籍住民課住民担当

(4) 提出方法

持参又は郵送によるものとする。

郵送の場合は、提出期限までに必着とし、配達記録が残る方法により送付すること。

(5) 提出書類

① 見積書及びその算定根拠

※任意様式とし、業務費の内訳及び算定根拠を明らかにすること。

② 企画提案書

※仕様書及び審査基準に基づく提案全般を記載すること。

※スタッフの配置計画、業務運営体制、研修計画、個人情報保護・情報セキュリティ対策を含めること。

(6) 提出部数

① 企画提案書：正本 1 部、副本 6 部の計 7 部
② 見積書及びその算定根拠：正本 1 部、副本 6 部の計 7 部

※副本には押印を要しない。

(7) 作成上の注意

① 書類のサイズは、原則として A4 判縦型とする。やむを得ず A3 判を使用する場合は、片面印刷の片袖折りとすること。
② 書類に穴を開ける場合は、記載内容が欠落しないよう注意すること。
③ 企画提案書は、表紙及兼目次を除き 50 ページ以内とする。
④ ファイル等に綴じて提出する場合は、ファイルの表面及び背表紙に「和光市戸籍住民課窓口業務委託プロポーザル応募書類」と記載すること。
⑤ 提出期限経過後は、提出書類の差替え、追加及び変更は認めない。ただし、本市が必要と認めた場合はこの限りでない。

10 審査及び選定方法

審査及び選定方法は、「和光市戸籍住民課窓口業務委託に係る公募型プロポーザル審査方法及び審査基準」により、和光市戸籍住民課窓口業務に関する事業者選定委員会において行う。なお、選定委員会会議及びプレゼンテーションは非公開とする。

(1) 一次審査

提出された企画提案書等について、審査基準に基づき書類審査を行う。

一次審査の結果は、令和 9 年 1 月 19 日（火）に通知する。

(2) 二次審査

一次審査を経た者を対象に、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。

実施日は、令和 9 年 2 月 2 日（火）とする。

11 二次審査（プレゼンテーション）について

(1) 実施日時

令和 9 年 2 月 2 日（火）

※詳細な時間及び場所は、一次審査通過者に別途通知する。

(2) 出席者

① 1 事業者当たり 5 名以内とする。
② プレゼンテーション及びヒアリングには、配置予定の業務責任者やその他本業務において中心的な役割を担う予定の者が可能な限り出席すること。

(3) プレゼンテーションの方法等

① 持ち時間は２０分程度、質疑応答時間は２０分程度とする。
② 使用可能な機材は （プロジェクター、スクリーン等。） とする。

※パソコン等は提案者の持参とする。

(4) その他

① プレゼンテーションの詳細（開始時間や集合場所等）は、一次審査結果通知の際に改めて通知する。

12 失格・無効事項

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とすることがある。

（1）提出書類に虚偽の記載があった場合

（2）提出期限、提出場所、提出部数その他の規定に違反した場合

（3）提案限度額を超える見積書を提出した場合

（4）他の参加者と相談又は談合する等の不正行為があった場合

（5）審査委員に対して不当な接触を図るなど、公平性を害する行為があった場合

（6）その他、本実施要領に違反すると認められる場合

13 その他注意事項

（1）1 事業者につき、提案は 1 案に限る。

（2）参加申込、企画提案書の作成、現地確認、プレゼンテーションその他本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

（3）提出書類は、理由の如何を問わず一切返却しない。

（4）本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

（5）提出書類の著作権の取扱いは、次のとおりとする。

① 受託候補者として選定された者の企画提案書に係る著作権は、本市に帰属するものとする。

② 選定されなかった者の企画提案書に係る著作権は、提案者に留保（帰属）する。ただし、本市が審査結果の公表その他必要な場合には、提案者と協議の上、その内容を無償で使用できるものとする。

（6）本市は、提出書類について、和光市情報公開条例（平成 12 年条例第 48 号）第 2 条第 2 項に規定する公文書として取り扱う。同条例による開示請求があった場合は、個人のプライバシー又は企業秘密等の不開示情報に該当する部分を除き、開示することがある。

（7）参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式 4 ）を提出すること。

（8）参加に当たっては、関係法令を遵守すること。

14 対応窓口（事務局）

郵便番号：〒351-0192

住所：埼玉県和光市広沢 1 番 5 号

所属：和光市市民環境部戸籍住民課

担当：住民担当

電話：048-424-9112

FAX：048-460-3146

E-mail：c0100@city.wako.lg.jp